

Q

盛り上がった床につまずいて転び、人の服を汚してしまったら？

相談者の気持ち

セルフサービスの飲食店でそばを受け取り席に持っていく途中で、床が盛り上がっていたためつまずき転んでしまいました。隣の席のお客の服を汚してしまったのですが、私がクリーニング代を出さなければならないでしょうか。



菅原 修 Sugawara Shu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。
協力：萩谷 雅和（萩谷法律事務所）

A

相談者は、自らの不注意で床の盛り上がった部分につまずき、隣の席のお客の服を汚してしまいました。

決してわざと（故意）ではなくても、過失によって他人の財産権を侵害したといえますので、相談者は、民法（以下、法）709条に基づき不法行為責任、具体的にはクリーニング代相当額の損害を賠償する義務を負います。

では、本件では相談者だけが不法行為責任を負うのでしょうか。結論から言えば、飲食店も安全管理上の義務違反を理由とする不法行為責任（法709条）または土地工作物責任（法717条1項）を負う可能性があります。土地工作物責任とは、土地の工作物である建物等の設置または保存に瑕疵、つまり不十分な点がある場合に、建物等の占有者または所有者が負う損害賠償責任のことです。建物等の占有者が「損害の発生を防止するのに必要な注意をしたとき」は、所有者が損害賠償責任を負うこととなります（法717条1項ただし書き）。本件では、飲食店の建物の占有者である飲食店が、お客が店内を頻繁に歩き回ることが想定されるセルフサービス方式であるにもかかわらず、床の盛り上がりという建物の保存の不十分な点を不注意で見落としていたとして、損害賠償責任を負う可能性があります。

本件に関連する裁判例として、名古屋地裁岡崎支部平成22年12月22日判決があります。

同裁判例は、スーパーマーケットの店舗内の床が濡れていたため、そこを通りかかったお客が足を滑らせて転倒し、けがをした事案において、「元々本件店舗の床材は転倒事故を起こしやすいようなものではなく、また転倒現場付近の床は若干水分を含んでいたという程度の状況にとどまるものであったと考えられ……本件店舗において他に転倒事故が発生していた形跡が全くないことにも照らすと、転倒現場付近の床が一般的に転倒を誘発するような危険な状況にあったとはいえない」「本件店舗の床の管理について瑕疵があったとは認められず……」と判示し、店舗の土地工作物責任等を否定しました。同裁判例の事案と本件は、お客が店内を頻繁に歩き回るため、店内の床について一定の安全管理が必要となる点では共通しています。ただ、転倒の原因およびその度合い等からすれば、同裁判例の事案では「転倒現場付近の床が一般的に転倒を誘発するような危険な状況」にはなく、他方、本件では当該状況にあったと認められやすいでしょう。

仮に、相談者と飲食店がともに不法行為責任等を負う場合、共同不法行為（法719条1項前段）に当たります。その場合、相談者と飲食店は、被害者であるお客との関係ではそれぞれ損害の全額について賠償責任を負いますが、相談者と飲食店との間では、損害発生の原因となった度合いや不注意の程度等を考慮して、負担割合を決めることとなります。